

宮崎県メディカルバレー推進事業に関するQ&A

Q1： 医療関連機器とはどのようなものを指すか。

本事業の対象とする医療関連機器とは、医療機器だけではなく、介護・福祉関連の機器を含みます。

Q2： 医療関連機器には、トレーニング関連の機器やマッサージ器具等も含まれるか。

原則として本事業の対象にはなりません。医療・介護・福祉現場で使用されることを目的に開発されたものであれば、対象となりえます。

Q3： 医療関連機器とは、システムやアプリケーションも含まれるか。

医療機器や介護・福祉用具だけでなく、医療データを用いた診断補助システムなど、システムやアプリケーションも含みます。

Q4： 認定事業への支援としては、どのような優遇措置を受けられるか。

具体的には食品・メディカル産業推進室が実施する下記の優遇措置を予定しています。

- ①メディカルバレー推進コーディネーター等による伴走支援の重点化
- ②宮崎県「医療・ヘルスケア関連機器開発支援事業補助金」審査における加点措置
- ③事務局がブース等を設ける展示会・商談会等における優先出展
- ④製品紹介等を目的とした海外展開事業における優先参加

Q5： 宮崎県メディカルバレー推進事業に申請しなくても、補助金は活用できるのか。

認定を受けた事業には加点措置があり、採択に有利になりますが、応募予算枠に達していない場合は、認定事業でなくとも予算の範囲内で補助事業として採択される可能生があります。確実に補助を受けたい場合は申請をお勧めします。

Q6: 過去に認定された事業は、プレゼンしなくても補助金は活用できるのか。

補助金は、補助金審査会において採択等が決定されます。過去に認定をされた事業においても、プラットフォームでこれまでの成果や今後の課題と方向性等を相談いただけると補助金の採択の参考となる可能性があります。

また、プラットフォームでは認定以外にも、課題解決のための助言等も行っておりますので、有効活用いただければと思います。

Q7: プラットフォームの審査員と補助金の審査員は違うのか。

プラットフォームの審査員は、宮崎県、宮崎大学、九州医療科学大学、宮崎県産業振興機構(メディカルバレーコーディネーター含む)、宮崎県工業会、九州経済産業局、九州ヘルスケア産業推進協議会、宮崎県北部メディカル産業推進協議会で構成します。

一方、補助金の審査員は、上記のうち宮崎県、宮崎県産業振興機構(メディカルバレーコーディネーター)、で構成します。